

議提議案第二号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成二十六年三月十八日

提出者	奥野英介
	中川康洋
	稲垣昭義
	北川裕之
	青木謙順
	中森博文
	三谷哲央
	永田正巳

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 平成二十六年四月一日から平成二十七年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

県の財政状況を考慮し、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。